

第 11 回消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会 議事要旨

1 日時:令和2年8月7日(金)10:00～11:30

2 場所:WEB 会議

3 出席者

(1) 部会員

小林部会長、河野部会員、水野部会員、田辺部会員、伊藤部会員、宇田川部会員、佐々木部会員、芳賀部会員、岡田部会員、木原部会員、鈴木部会員、沖部会員、北山部会員、今部会員、野崎部会員

(2) 事務局

消防庁 白石予防課長、細川課長補佐、千葉設備専門官、田中係長、中野事務官、山本事務官、田中事務官

4 配付資料

議事次第

委員名簿

資料 11-1 泡消火設備の一斉開放弁の機器点検方法の見直し

資料 11-2 泡消火設備の総合点検方法の見直し

参考資料 11-1 泡消火薬剤の経年劣化試験中間報告

参考資料 11-2 水性膜泡消火薬剤のプレミックスについて

参考資料 11-3 水性フィルム消火剤を用いる消火設備に係る消防法施行令第 32 条の規定の適用について

参考資料 11-4 第 10 回検討部会 議事要旨

参考資料 11-5 部会員名簿

参考資料 11-6 予防行政のあり方に関する検討部会開催要綱

5 議事

(1) 泡消火設備の一斉開放弁の機器点検方法の見直し

(2) 泡消火設備の総合点検方法の見直し

(3) その他

6 主な意見交換 (○:部会員、●:事務局)

(1) 泡消火設備の一斉開放弁の機器点検方法の見直し

○ 一斉開放弁の内部弁の固着に関するサンプル調査について、サンプルをどのような基準で選んでいるのか。また、内部弁の固着は機器の不具合のことだと思うが、異物の挟み込みについては、点検時でないとき起きない不具合と理解すればよいか。

● サンプルの選定基準について、一斉開放弁のメーカーや設置されている場所等に偏りが無い

ように選定していると聞いているが、現時点では、結論を出せるほどの有効なデータにはなっていない。引き続き日本消火装置工業会等に協力をいただきながら、データを収集していく。また、異物の挟み込みについては、点検時に弁が開き、その際に異物が挟まることが生じ得るというもの。点検時でないとき起きないものであり、点検作業を終えて復旧する際に注意すればこのような不具合は発生しないと考えている。

- 不具合を発見するために点検するという趣旨を踏まえると、「一斉開放弁の内部弁の固着」を発見するための方法を検討しているという理解でよいか。
- 一斉開放弁で発生する可能性のある不具合としては、「一斉開放弁の内部弁の固着」と「異物の挟み込み」が考えられるが、点検することで発見できる不具合は「内部弁の固着」となる。このため、一斉開放弁の内部弁の固着の発生頻度に関するサンプル調査を実施し、その点検頻度の合理化を検討しているものである。
- 一斉開放弁の内部弁の固着に係るサンプル調査において、最後に開閉操作が行われてから24年経過したサンプルでは、33台中1台に不具合が発生しているが、24年間のどの時点で不具合が発生していたのかについても考慮すべきではないか。また、一斉開放弁は同じ建物に複数設置されているということだが、1つの一斉開放弁に不具合があっても他の一斉開放弁が有効に作動すれば問題ないのか。この不具合によりどれほどの危険性が生じるのか教えてほしい。
- 不具合の発生した時点についても着目して引き続き検討していきたい。一斉開放弁は、1つの警戒区域ごとに設置されており、ある一斉開放弁に不具合が起これば、その弁が付いている警戒区域においては、泡消火設備が有効に作動しないおそれがある。

(2) 泡消火設備の総合点検方法の見直し

- 加速経年劣化試験の結果、現時点において、新規設置後15年間は規格省令に規定されている現行基準を維持していると考えられるが、その後、3年ごとにサンプリング検査を要するという点についてはまだ根拠がないため、サンプリング検査の実施時期についても精査してもらいたい。
- 加速経年劣化試験の結果等を踏まえて検討していきたい。
- 加速経年劣化試験の結果、不合格となった(参考資料11-1において×がついた)原因は、「加速経年劣化試験」の試験方法(高温状態を維持すること)によるものであり、消火薬剤の劣化が進んだためではないと説明があったが、×がついた泡消火薬剤が、適正な性能を有しているかどうか、しっかり検証した方が良いのではないかと。×がついた原因が、試験方法による影響だという説明だけでは、泡消火薬剤としての性能が確保できているという説明にはならないのではないかと。
- 加速経年劣化試験の影響について、化学などの専門家に意見を聞いてみてはどうか。
- ご指摘を踏まえて検討してまいりたい。
- 参考資料11-1について、実際の駐車場等において、設置されてから15年以上が経過した泡消火薬剤は存在しないのか。
- 実際に15年経過した泡消火薬剤は存在していると考えられる。そのような泡消火薬剤のデータも踏まえて、検討していきたい。

- 参考資料の中で、「基準上限値」という言葉が用いられているが、pH の「基準上限値」は中性付近に設定されていると考えてよいか。
- 「基準下限値」・「基準上限値」は、泡消火薬剤の規格省令の中で定められている下限値や上限値を表しており、弱酸性から弱アルカリ性の範囲である。なお、参考資料 11-1における各薬剤の具体的な数値は非公表としている。
- アルカリ性が強いと金属が腐食するので、避けるべきということか。
- アルカリ性が強いと配管やバルブに腐食が発生する場合があるとともに、消火薬剤が人体に付着する可能性もあるため、pH は弱酸性から弱アルカリ性の間になるよう基準が定められている。
- 沈殿については、どのような観点で評価しているのか。
- フォームヘッドにおいて目詰まりが生じないかという観点である。
- 参考資料 11-1のサンプル調査は、どこの地域で実施したのか。地域差が生じることはないのか。
- サンプルの地域差により試験結果にも差が生じるかどうかは、引き続き調査する。

(3) その他

<特になし>

以上